

帰還困難区域で各種催事の運営等を行うとともに原発事故の数か月前から整体院を運営していた申立会社について、原発事故によりすべての事業を停止したことに伴う逸失利益のほか、整体院の開業準備費用（資格取得費用、建物の内装工事費用、ベッド代金等）等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

ア. 営業損害（逸失利益）	3, 070, 206円
期間 平成23年3月11日から平成26年9月末日まで	
イ. 財物損害（ただし、平成23年3月11日時点で、申立人が①は〇〇に残置し、②～⑤は申立人所在地において保有していた以下の財物）	
① 車両（〇〇）	680, 000円
② 内装工事代金	1, 394, 971円
③ 書籍・テキスト	161, 665円
④ 整体ベッド等	390, 975円
⑤ 整体療術受講料認定料	1, 051, 575円
ウ. 本件和解仲介に関する弁護士費用	202, 482円

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対して金6, 951, 874円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人が署名押印

し又被申立人が記名押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年10月17日

(仲介委員 加藤俊子)